

広島県水道広域連合企業団管理規程第2号

広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目次)            第1章・第2章 (略)            第3章 (略)              第1節 入札及び落札 (第6条—第8条)              第2節 請負契約 (第9条—第11条)              第3節 請負工事の施工 (第12条—第40条)              第4節 請負工事の検査及び引渡し並びに支払 (第41条—第53条)              第5節 請負契約の解除及び損害賠償請求等 (第54条—第57条の5)              第6節 補則 (第58条—第63条)            附則</p> <p>(趣旨)            第1条 (略)            2 (略)            3 工事の執行方法に関しては、前項のほか、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）及び広島県水道広域連合企業団会計規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第11号）の定めるところによる。</p> <p>(低入札価格調査基準価格)  <u>第7条の2</u> 一般競争入札及び指名競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合において、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）</u>に規定する当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、企業長は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときに判断をするための調査を行う基準の価格（以下「調査基準価格」という。）を定めることができる。</p> <p>2 一般競争入札及び指名競争入札により工事</p>	<p>(目次)            第1章・第2章 (略)            第3章 (略)              第1節 入札及び落札 (第6条—<u>第9条</u>)              第2節 請負契約 (<u>第10条—第12条</u>)              第3節 請負工事の施工 (<u>第13条—第43条</u>)              第4節 請負工事の検査及び引渡し並びに支払 (<u>第44条—第55条</u>)              第5節 請負契約の解除及び損害賠償請求等 (<u>第56条—第67条</u>)              第6節 補則 (<u>第68条—第73条</u>)            附則</p> <p>(趣旨)            第1条 (略)            2 (略)            3 工事の執行方法に関しては、前項のほか、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）及び広島県水道広域連合企業団会計規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第11条）の定めるところによる。</p> <p>(低入札価格調査基準価格)  <u>第8条</u> 一般競争入札及び指名競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、企業長は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときに判断をするための調査を行う基準の価格（以下「調査基準価格」という。）を定めることができる。</p> <p>2 一般競争入札及び指名競争入札により工事</p>

請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、企業長は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるとき判断をするための調査基準価格を定めることができる。

- 3 調査基準価格は、予定価格の3分の2以上100分の92以下の範囲内でその都度定めるものとする。

(最低制限価格)

第8条 (略)

(契約書)

第9条 請負契約については、相手方決定の日から5日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。）以内に別記様式第1号による建設工事請負契約書を作成しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、当該期間を延長することができる。

- 2 前項により、作成した契約書の契約内容を変更する場合は、別記様式第2号による建設工事変更請負契約書によるものとする。

- 3 (略)

(契約の保証)

第10条 (略)

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、企業長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したもののみならず。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の10分の3以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第57条の3第4項各号に規定する者による

請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、企業長は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるとき判断をするための調査基準価格を定めることができる。

- 3 調査基準価格は、予定価格の3分の2以上10分の9以下の範囲内でその都度定めるものとする。

(最低制限価格)

第9条 (略)

(契約書)

第10条 請負契約については、相手方決定の日から5日以内に別記様式第1号による建設工事請負契約書を作成しなければならない。

2 前項にかかわらず、請負金額が150万円未満である指名競争契約又は随意契約をするときは、契約書の作成を省略し、請書その他これに準じる書面（以下「請書等」という。）を徴するものとする。

3 第1項により、作成した契約書の契約内容を変更する場合は、別記様式第2号による建設工事変更請負契約書によるものとする。

- 4 (略)

(契約の保証)

第11条 (略)

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第65条第4項各号に規定する者による契約

契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 (略)

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1 (第3項ただし書の適用がある場合は、10分の3) に達するまで、企業長は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 (略)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項により受注者が付す保証は、第57条の3第4項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

4 (略)

(施工基準)

第12条 企業長及び受注者は、契約書に基づき、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約を履行するものとする。

2-6 (略)

(関連工事の調整)

第13条 (略)

(請負代金内訳書及び工程表)

第14条 (略)

(権利義務の譲渡等)

第15条 (略)

2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第23条第2項による検査に合格したもの及び第47条第3項による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、企業長の承諾を得た場合は、この限りでない。

3-4 (略)

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第16条 (略)

(下請負代金額等の通知)

第17条 (略)

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第17条の2 (略)

(特許権等の使用)

の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 (略)

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1 (第2項ただし書の適用がある場合は、10分の3) に達するまで、企業長は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 (略)

第12条 (略)

2 (略)

3 第1項により受注者が付す保証は、第65条第4項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

4 (略)

(施工基準)

第13条 企業長及び受注者は、契約書(請書等を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約を履行するものとする。

2-6 (略)

(関連工事の調整)

第14条 (略)

(請負代金内訳書及び工程表)

第15条 (略)

(権利義務の譲渡等)

第16条 (略)

2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第25条第2項による検査に合格したもの及び第50条第3項による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、企業長の承諾を得た場合は、この限りでない。

3-4 (略)

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第17条 (略)

(下請負代金額等の通知)

第18条 (略)

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第19条 (略)

(特許権等の使用)

第18条 (略)

(監督職員)

第19条 (略)

(現場代理人及び主任技術者等)

第20条 (略)

2 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3-7 (略)

(履行報告)

第21条 (略)

(工事関係者に関する措置請求)

第22条 (略)

(工事材料の品質及び検査等)

第23条 (略)

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第24条 (略)

(支給材料及び貸与品)

第25条 (略)

(工事用地の確保等)

第26条 (略)

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第27条 (略)

2 監督職員は、受注者が第23条第2項又は第24条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3-4 (略)

(条件変更等)

第28条 (略)

(設計図書の変更)

第29条 (略)

(工事の中止)

第30条 (略)

(受注者の請求による工期の延長)

第31条 受注者は、天候の不良、第13条に基づ

第20条 (略)

(監督職員)

第21条 (略)

(現場代理人及び主任技術者等)

第22条 (略)

2 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第24条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3-7 (略)

(履行報告)

第23条 (略)

(工事関係者に関する措置請求)

第24条 (略)

(工事材料の品質及び検査等)

第25条 (略)

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第26条 (略)

(支給材料及び貸与品)

第27条 (略)

(工事用地の確保等)

第28条 (略)

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 (略)

2 監督職員は、受注者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3-4 (略)

(条件変更等)

第30条 (略)

(設計図書の変更)

第31条 (略)

(工事の中止)

第32条 (略)

(受注者の請求による工期の延長)

第33条 受注者は、天候の不良、第14条に基づ

く関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、企業長に工期の延長を請求することができる。

2 (略)

(企業長の請求による工期の短縮等)

第32条 (略)

(著しく短い工期の禁止)

第32条の2 (略)

(工期の変更方法)

第33条 (略)

2 前項の協議開始の日については、企業長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、企業長が工期の変更事由が生じた日 (第31条の場合にあっては企業長が工期変更の請求を受けた日、第32条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、企業長に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第34条 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第35条 (略)

(臨機の措置)

第36条 (略)

(一般的損害)

第37条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第39条第1項の損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち、企業長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、企業長が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第38条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち、企業長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、企業長が負担するものとする。

く関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、企業長に工期の延長を請求することができる。

2 (略)

(企業長の請求による工期の短縮等)

第34条 (略)

(著しく短い工期の禁止)

第35条 (略)

(工期の変更方法)

第36条 (略)

2 前項の協議開始の日については、企業長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、企業長が工期の変更事由が生じた日 (第33条の場合にあっては企業長が工期変更の請求を受けた日、第34条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、企業長に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第37条 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第38条 (略)

(臨機の措置)

第39条 (略)

(一般的損害)

第40条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第68条第1項により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち、企業長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、企業長が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第41条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第68条第1項により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち、企業長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、企業長が負担するものとする。

2-3 (略)

(不可抗力による損害)

第39条 (略)

2 企業長は、前項による通知を受けたとき、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 (略)

4 企業長は、前項により受注者から損害による費用の負担の請求があったとき、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、第23条第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第47条第3項の検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担するものとする。

5-6 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第40条 企業長は、第18条、第25条、第27条から第32条まで、第35条から第37条まで、前条又は第43条により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増加額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、企業長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（企業長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、企業長が定め、受注者に通知するものとする。

2 (略)

(検査及び引渡し)

第41条 (略)

(請負代金の支払)

第42条 (略)

(部分使用)

第43条 第41条第4項又は第5項による引渡し前においても、企業長は、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2-3 (略)

(前金払及び中間前金払)

2-3 (略)

(不可抗力による損害)

第42条 (略)

2 企業長は、前項による通知を受けたとき、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第68条第1項により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 (略)

4 企業長は、前項により受注者から損害による費用の負担の請求があったとき、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、第25条第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担するものとする。

5-6 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第43条 企業長は、第20条、第27条、第29条から第34条まで、第38条から第40条まで、前条又は第42条により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増加額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、企業長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（企業長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、企業長が定め、受注者に通知するものとする。

2 (略)

(検査及び引渡し)

第44条 (略)

(請負代金の支払)

第45条 (略)

(部分使用)

第46条 第44条第4項又は第5項による引渡し前においても、企業長は、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2-3 (略)

(前金払及び中間前金払)

第44条 (略)

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、企業長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3-5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第46条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合において、第3項を準用する。

7-9 (略)

10 企業長は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったとき、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した遅延利息の額の支払を請求することができる。

11 2以上の会計年度にわたる工事に係る前払金の請求、支払方法等については、第1項及び第6項から第9項にかかわらず、別に企業長が定めるところによる。

12 受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち企業長が必要と認めた者であるときの第1項、第6項、第7項及び第8項の規定の適用については、第1項中「10分の4以内」とあるのは「10分の2以内」と、第6項中「10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の2（中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」と、第7項中「10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の3（中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」と、第8項中「10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の3（中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」とする。

(保証契約の変更)

第45条 受注者は、前条第6項により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合、あらかじめ、保証契約を変更

第47条 (略)

2-4 (略)

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第49条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合において、第2項を準用する。

6-8 (略)

9 企業長は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったとき、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した遅延利息の額の支払を請求することができる。

10 2以上の会計年度にわたる工事に係る前払金の請求、支払方法等については、第1項及び第5項から第8項にかかわらず、別に企業長が定めるところによる。

11 受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち企業長が必要と認めた者であるときの第1項、第5項、第6項及び第7項の規定の適用については、第1項中「10分の4以内」とあるのは「10分の2以内」と、第5項中「10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の2（中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」と、第6項中「10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の3（中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」と、第7項中「10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の3（中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」とする。

(保証契約の変更)

第48条 受注者は、前条第5項により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合、あらかじめ、保証契約を変更

し、変更後の保証証書を企業長に寄託しなければならない。

2 (略)

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、企業長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 (略)

(前払金の使用等)

第46条 (略)

(部分払)

第47条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第23条第2項により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

2-8 (略)

(部分引渡し)

第48条 工事目的物について、企業長が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときの当該工事に係る検査、工事目的物の引渡し、請負代金の支払等については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と、第42条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項により準用される第42条第1項により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、企業長及び受注者が協議して定める。ただし、企業長が前項により準用される第42条第1項の請求を受けた日から14日（企業長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、企業長が定め、受注者に通知するものとする。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／

し、変更後の保証証書を企業長に寄託しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(前払金の使用等)

第49条 (略)

(部分払)

第50条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第25条第2項により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

2-8 (略)

(部分引渡し)

第51条 工事目的物について、企業長が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときの当該工事に係る検査、工事目的物の引渡し、請負代金の支払等については、第44条及び第45条の規定を準用する。この場合において、第44条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と、第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項により準用される第45条第1項により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、企業長及び受注者が協議して定める。ただし、企業長が前項により準用される第45条第1項の請求を受けた日から14日（企業長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、企業長が定め、受注者に通知するものとする。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負

請負代金額)

(第三者による代理受領)

第49条 (略)

2 前項により受注者が第三者を代理人とした場合において、企業長は、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第42条（前条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づく支払をするものとする。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第50条 企業長が第44条、第47条又は第48条において準用される第42条に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、受注者は、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を企業長に通知しなければならない。

2 (略)

(契約不適合責任)

第51条 (略)

第52条 削除

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第53条 第10条第1項又は第11条第1項により契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号又は第54条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、企業長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) その他契約に係る一切の権利及び義務(第38条により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3～4 (略)

(企業長の催告による解除権)

第54条 (略)

(1) 第15条第4項の書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 第20条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第51条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) (略)

代金額)

(第三者による代理受領)

第52条 (略)

2 前項により受注者が第三者を代理人とした場合において、企業長は、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第45条（前条において準用する場合を含む。）又は第50条の規定に基づく支払をするものとする。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第53条 企業長が第47条、第50条又は第51条において準用される第45条に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、受注者は、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を企業長に通知しなければならない。

2 (略)

(契約不適合責任)

第54条 (略)

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第55条 第11条第1項又は第12条第1項により契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号又は第58条第1項各号のいずれかに該当するときは、企業長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) その他契約に係る一切の権利及び義務(第41条により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3～4 (略)

(企業長の催告による解除権)

第56条 (略)

(1) 第16条第4項の書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 第22条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) (略)

## 第54条の2 削除

(企業長の催告によらない解除権)

### 第54条の3 (略)

(1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下本項及び次項並びに次条第1項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 第15条第1項に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(5) 第15条第4項に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(6)－(11) (略)

(12) 第56条又は第56条の2によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 (略)

### 第54条の4 (略)

(企業長の任意解除権)

第55条 企業長は、工事が完成するまでの間は、第54条、第54条の3及び前条によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(受注者の催告による解除権)

### 第56条 (略)

(受注者の催告によらない解除権)

### 第56条の2 (略)

(1) 第29条により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第30条による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6箇月を超えるときは、6箇月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、3箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第56条の3 第56条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

### 第57条 (略)

(企業長の催告によらない解除権)

### 第57条 (略)

(1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下本項及び次項並びに次条第1項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第52条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 第16条第1項に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(5) 第16条第4項に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(6)－(11) (略)

(12) 第60条又は第61条によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 (略)

### 第58条 (略)

(企業長の任意解除権)

第59条 企業長は、工事が完成するまでの間は、第56条、第57条及び前条によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(受注者の催告による解除権)

### 第60条 (略)

(受注者の催告によらない解除権)

### 第61条 (略)

(1) 第31条により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第32条による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6箇月を超えるときは、6箇月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、3箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第62条 第60条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

### 第63条 (略)

2 (略)

3 第1項において、第44条による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第47条による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第54条、第54条の3、第54条の4又は第57条の3第4項によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額を、解除が第55条から第56条の2によるときにあっては、その余剰額を企業長に返還しなければならない。

4-7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段の受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第54条、第54条の3、第54条の4又は第57条の3第4項によるときは、企業長が定め、第55条から第56条の2によるときは、受注者が企業長の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項の受注者の採るべき措置の期限、方法等については、企業長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 (略)

(損害金の予定)

第57条の2 第54条の3第1項第1号から第3号まで及び第2項により契約を解除することができる場合において、企業長は、契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の2に相当する額の損害金を企業長が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 (略)

3 前2項は、第41条第4項から第6項により工事目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

4 (略)

(企業長の損害賠償請求等)

第57条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第54条、第54条の3又は第54条の4により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。

(4) (略)

2 (略)

(1) 第54条又は第54条の3第1項第4号から第12号により工事目的物の完成前に契約が解除されたとき。

(2) (略)

2 (略)

3 第1項において、第47条による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第50条による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条から第58条又は第65条第4項によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額を、解除が第60条から第64条によるときにあっては、その余剰額を企業長に返還しなければならない。

4-7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段の受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第56条から第58条又は第65条第4項によるときは、企業長が定め、第59条から第61条によるときは、受注者が企業長の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項の受注者の採るべき措置の期限、方法等については、企業長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 (略)

(損害金の予定)

第64条 第57条第1項第1号から第3号まで及び第2項により契約を解除することができる場合において、企業長は、契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の2に相当する額の損害金を企業長が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 (略)

3 前2項は、第44条第4項から第6項により工事目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

4 (略)

(企業長の損害賠償請求等)

第65条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第56条から第58条により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。

(4) (略)

2 (略)

(1) 第56条又は第57条第1項第4号から第12号により工事目的物の完成前に契約が解除されたとき。

(2) (略)

3 第54条の3第1項第1号から第3号若しくは第2項又は第54条の4により契約を解除したとき、受注者は、第1項の損害賠償に代えて、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として企業長の指定する期間内に支払わなければならない。

4-6 (略)

7 第2項又は第3項の場合において、第10条により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、企業長は、当該契約保証金又は担保をもって第2項又は第3項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第57条の4 (略)

(1) 第55条、第56条又は第56条の2により契約が解除されたとき。

(2) (略)

2 企業長の責めに帰すべき事由により、第42条第2項 (第48条において準用する場合を含む。)による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を企業長に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条の5 企業長は、引き渡された工事目的物に関し、第41条第4項又は第5項 (第48条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)による引渡し (以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2-10 (略)

(火災保険等)

第58条 (略)

(賠償金等の徴収)

第59条 (略)

(あっせん又は調停)

第60条 (略)

2 前項にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第22条第3項により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項により企業長が決定を行った後、又は企業長若しくは受注者が決定を行わずに同条第

3 第57条第1項第1号から第3号若しくは第2項又は第58条により契約を解除したとき、受注者は、第1項の損害賠償に代えて、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として企業長の指定する期間内に支払わなければならない。

4-6 (略)

7 第2項又は第3項の場合において、第11条により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、企業長は、当該契約保証金又は担保をもって第2項又は第3項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第66条 (略)

(1) 第59条から第61条により契約が解除されたとき。

(2) (略)

2 企業長の責めに帰すべき事由により、第45条第2項 (第51条において準用する場合を含む。)による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を企業長に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第67条 企業長は、引き渡された工事目的物に関し、第44条第4項又は第5項 (第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)による引渡し (以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2-10 (略)

(火災保険等)

第68条 (略)

(賠償金等の徴収)

第69条 (略)

(あっせん又は調停)

第70条 (略)

2 前項にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第24条第3項により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項により企業長が決定を行った後、又は企業長若しくは受注者が決定を行わずに同条第

<p>3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、企業長及び受注者は前項のあつせん又は調停を請求することができない。</p> <p>(仲裁) 第61条 (略)</p> <p>(適用除外) 第62条 (略)</p> <p>(1) 工事 1 件の請負対象設計金額が<u>200万円</u>未満であること。 (2)・(3) (略)</p> <p>(実施規定) 第63条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 1 号）第 5 条第 3 項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する工事については、<u>令和 8 年 3 月 31 日までの間</u>、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の建設工事執行規則等をこの規程とみなして適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式第 1 号 (第 9 条関係) (略)</p> <p>別記様式第 2 号 (第 9 条関係) (略)</p>	<p>3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、企業長及び受注者は前項のあつせん又は調停を請求することができない。</p> <p>(仲裁) 第71条 (略)</p> <p>(適用除外) 第72条 (略)</p> <p>(1) 工事 1 件の請負対象設計金額が<u>100万円</u>未満であること。 (2)・(3) (略)</p> <p>(実施規定) 第73条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 1 号）第 5 条第 3 項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する工事については、<u>当分の間</u>、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の建設工事執行規則等をこの規程とみなして適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式第 1 号 (第10条関係) (略)</p> <p>別記様式第 2 号 (第10条関係) (略)</p>
---	--

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。